

令和2年(2020年)第2回ニセコ町議会臨時会

令和2年(2020年)4月17日(金曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 5 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 6 議案第1号 町税条例等の一部を改正する条例
- 7 議案第2号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第3号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

- | | |
|--------|------|
| 町長 | 片山健也 |
| 副町長 | 林知己 |
| 総務課長 | 阿部信幸 |
| 企画環境課長 | 山本契太 |
| 税務課長 | 芳賀善範 |
| 農政課長 | 中川博視 |
| 保健福祉課長 | 桜井幸則 |
| 商工観光課長 | 福村一広 |

総務係長	馬 潤 淳
財政係長	島 崎 貴 義
町民学習課長	佐 藤 寛 樹
学校給食センター長	富 永 匡

○出席事務局職員

事務局長	佐 竹 祐 子
書 記	中 野 秀 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（猪狩 一郎君） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（猪狩 一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩 一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番、斉藤うめ子君、6番、浜本和彦君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩 一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩 一郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、総務課長、阿部信幸君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、農政課長、中川博視君、保健福祉課長、桜井幸則君、商工観光課長、福村一広君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、以上の諸君です。

◎日程第4 承認第1号から日程第5 承認第2号

○議長（猪狩 一郎君） 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和元年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算、及び、日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認について、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の2件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について説明いたしま

す。横長の議案をご覧いただきたいと思います。

承認第1号、専決処分した事件の承認について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。令和2年4月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

3ページは令和2年3月26日付けでの専決処分書でございます。5ページになります。令和元年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算、令和元年度の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,600万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年3月26日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開き下さい。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が6ページに歳出を、7ページに載せてございます。続きまして、8ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。9ページ、歳出をご覧ください。今回の補正額60万4,000円の財源については全て一般財源となっております。

先に、歳出よりご説明いたします。11ページをお開きください。2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金の北海道後期高齢者医療広域連合負担金60万4,000円につきましては、歳入であります令和元年度現年度分の後期高齢者医療保険料が当初予算を上回り、歳出の北海道後期高齢者医療広域連合負担金（保険料納付分）が不足することから補正するものです。なお、本件は保険料増額に伴う負担金の増額であるため、歳入の保険料も同額補正を行います。

次に10ページ、歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料60万4,000円では、歳出で説明した通り歳入歳出同額の補正です。説明は以上ですが、専決処分に係る本補正予算の歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳については、別冊の資料No.1をご覧ください。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について説明いたします。議案の13ページをご覧ください。

承認第2号、専決処分した事件の承認について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。令和2年4月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

15ページは令和2年4月10日付けでの専決処分書でございます。17ページになります。令和2年度ニセコ町一般会計補正予算、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算は、次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ495万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,495万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年4月10日、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開き下さい。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が18ページに、歳出を19ページに

載せてございます。続きまして、20ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。21ページ歳出をご覧ください。今回の補正額495万円の財源については全て一般財源となっております。

先に、歳出よりご説明いたします。23ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、22目として新設いたしました新型コロナウイルス特別対策費、10節需要費の消耗品費では275万円の計上です。新型コロナウイルス第2波への対応など、今後の感染拡大防止に向けて、引き続き感染症対策を強化するために必要となるマスク、防護服、非接触型体温計、ハンドソープ、噴霧器等の購入費用を補正するものでございます。現時点でマスク3万枚、非接触型体温計10台、ニセコ斎場用の防護服3着などを発注してございます。次に、医薬材料費では手指用アルコール消毒液、エタノール等で220万円、合わせて495万円を専決処分により補正を行ってございます。

次に22ページ、歳入でございます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出均衡を図るため前年度繰越金を495万円増額補正するものでございます。

新型コロナウイルス対策につきましては、対策本部を設置して取り組んでおりますが、必要な物品等の購入や経済対策等につきましては状況に応じた予算措置を、本臨時会や5月に予定しております臨時会、6月定例会の補正予算にて提案させて頂きたいと考えてございます。なお、本臨時会終了後の議員協議会において、新型コロナウイルス対策の経過と今後の取り組み等についてご説明させていただきます。

説明は以上ですが、専決処分に係る本補正予算の歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳については、別冊の資料No.2をご覧ください。

承認第2号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご意義ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号、専決処分した事件の承認について、令和元年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件は承認することに決しました。

これより承認第2号の質疑に入ります。質疑はありますか。

高木議員。

○8番（高木 直良君） 8番、高木です。コロナ対策で消毒用アルコールやマスク等を購入すると。参考にお聞きしたいのですが、これらはあらかじめ分けて配備するのか、一括管理したうえで必要に応じて配備をするのか。その場合、配備先のなかに、たとえばニセコハイツなどは含まれているのかどうか。その他、たとえば民間団体でも必要と思われる場所に配布することはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（桜井 幸則君） 高木議員の質問にお答えいたします。説明しておりましたマスク、非接触型体温計、防護服等々は役場内での管理を行います。合わせまして、ニセコハイツにつきましては、ハイツ自体のそもそもの衛生管理は常に行っておりますので、基本的にハイツの中で対応ということになります。マスクにつきましては、現在ハイツも入手が非常に困難な状態となっておりますので、その点につきまして役場で購入したものをお分けするというような対応を今後とっていききたいなと思っております。

○議長（猪狩 一郎君） よろしいですか。

○8番（高木 直良君） はい、わかりました。

○議長（猪狩 一郎君） 木下議員。

○2番（木下 裕三君） 今の質問と近いところですが、とりわけマスクについてお伺いしたかったのですが、職員の方いきわたるものなのか、それとも一部の職員なのか、中にはマスクをされていない職員の方もいらっしゃる、自前で手当しなければならぬのか気になったので。

○総務課長（阿部 信幸君） 現在、職員に関してのマスクの配布は、窓口業務をしている部署に配布しております。いまうちの手持ちとしても、副町長から3万枚頼んでいて先ほど説明にもありましたけれども、今月末までに2万枚来る予定としておりまして、保健福祉課長の話にもあったように関係部署に配布することにしています。その状況を見ながら、必要な部署にさらに配布は続けていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） よろしいですか。

○2番（木下 裕三君） はい。

○議長（猪狩 一郎君） 他にありますか。

○5番（斉藤 うめ子君） 5番、斉藤うめ子です。このマスクのことなんですけれども、先程から他の同僚議員も質問しておりますけれども、入手困難ということですが、町をあげてマスクを作るということではできないのでしょうか。町のなかで自前で作って、できる人もたくさんいると思いますのでね、そういうことを検討されないのでしょうか。3万枚くらいだったら発注しなくてもできるんじゃないかなと思っているんですけれどもいかがなものでしょうか。

○副町長（林 知己君） 現在のところ、町が主導して手作りのマスクを作るという考えはございません。ただ、町民のなかで手芸クラブの方々が自前のマスクを作っていたり、町に寄付をされて、それをニセコハイツへ寄贈したという事例もあります。今後そのような取り組みが少しずつ進んでいくかなと思っております。また、町のホームページ等でも手作りマスクの作り方を掲載しております。町民の方々のなかで、我々職員も一部そうですけれども、手作りのマスクを作って、自分のものの他に他の人にも提供しているという部分を聞いておりますので、そういう輪は少しずつ広がりつつあるのかなと考えております。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 うめ子君） 恐れ入ります、ちょっと追加なんですけれども、手芸クラブとか得意にしていられる方はどんどん作れるんですけども、私はあまり得意じゃないんですけども、何らかの指導をしていただければ、そういう場を作ったり、できないことはないと思うんですよね。

ですから、そういう取り組みをしていただけないかなと、町をあげて。そうすれば発注してなかなか来なくて、購入できないということは問題解消できるんじゃないかなと思いますので、ぜひそこを検討していただきたい。一般にもね、すぐ作りやすいようなことを広めていただけないかと思っているんですけどいかがでしょうか。

○副町長（林 知己君） 先程申し上げました通り、ホームページ等でも作り方等を掲載させていただいております。町民の方で、それらを参考にして作られているという例が出てきております。集めて云々となると濃厚接触等も出てくるので、今後の展開としてはホームページだけではなく、違う方法でも考えるかなと思いますけれども、今のご意見も参考とさせていただきます。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご意義ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号、専決処分した事件の承認について、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件は承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号から日程第8 議案第3号

○議長（猪狩 一郎君） 日程第6、議案第1号、町税条例等の一部を改正する条例の件から、日程第8、議案第3号、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件までの3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） 日程第6、議案第1号、町税条例等の一部を改正する条例について説明いたします。議案2ページをご覧くださいと思います。

議案第1号、町税条例等の一部を改正する条例、町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。令和2年4月17日提出、ニセコ町 片山健也。

10ページをお開き下さい。下段提案理由でございます。読み上げます。提案理由、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の交付に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するものでございます。この町税条例等の一部改正の内容につきましては、別冊の説明資料と新旧対照表により説明をしたいと思いますので、ご用意お願いいたします。別冊説明資料の1ページをご覧ください。まず改正の趣旨でございますが、読み上げます。地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の公布に伴いまして、個人町民税では全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平」を同時に解消する改正でございます。固定資産税については、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性

を図る改正となっております。たばこ税については、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しの改正でございます。また、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応や、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備などについて、所要の改正を行う必要がございます。

次に改正の概要でございます。個人町民税において、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の控除を適用します。現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人町民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とします。固定資産税においては、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとなります。また、調査を尽くしてもなお固定資産税の所有者が一人も明らかにならない場合、従前の使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとなります。たばこ税については、国と同様、軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法といたします。

それでは、改正条例の個別条項の改正内容についてご説明いたしますが、条項ごとに施行日、適用日が違っておりますので、それぞれの改正条項に施行日、適用日を記載しておりますのでご確認をお願いしたいというふうに思います。新旧対照表をご覧ください。1ページになります。第24条第1項第2号では非課税措置について、ひとり親を対象に追加する改正でございます。1ページ中ほどの第34条の2は所得控除について、ひとり親控除を追加する等の改正です。1ページ下段から2ページにかけては、第36条の2第1項は法律改正に合わせた規定の整備となっております。2ページから3ページにかけては、第36条の3の2は給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等の改正となっております。同じく、第36条の3の3は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等の改正となっております。3ページ下段の第48条第2項から4ページの第54条第2項及び第4項につきましては、法律改正に合わせた規定の整備です。4ページ下段の第54条第5項は調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる既定の新設となっております。6ページ、第54条第6項から第8項、また6ページから7ページにかけて第61条第9項及び第10項も法律改正に合わせた規定の整備となっております。7ページの中程、第74条の3につきましては登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる既定の新設でございます。7ページの下段になります。第75条は法律改正に合わせた規定の整備です。8ページ第94条第2項は軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について見直しの改正となっております。第94条第4項は地方税法第467条第2項の改正に伴う改正です。8ページ下段、第96条第2項及び第3項は課税免除の適用に当たって必要な手続きを簡素化する改正でございます。9ページになりますが、第98条第1項及び第131条第6項は法律改正に合わせた規定の整備となっております。10ページから附則になります。附則第3条の2及び附則第4条第1項は租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う改正です。11ページの中段、附則第6条及び附則第7条の3の2第1項は法律改正に合わせた規定の整備です。12ページ、附則第8条第1項は肉

用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改正でございます。12ページ下段から16ページにかけて、附則第10条から附則第15条は法律改正に合わせた規定の整備です。16ページ下段、附則第17条第1項及び附則第17条の2第3項は低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う改正となっております。17ページ中程、附則第17条の2第1項及び第2項は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する改正となっております。18ページ中程、第22条から第23条は法律改正に合わせた規定の整備となります。19ページ、こちらは町税条例の第2条による改正となります。19ページから20ページにかけて、第19条から第23条は法律改正に合わせた規定の整備となります。20ページ下段、第31条は法人税法において通算法人ごとに申告等を行う改正（連結納税の廃止）に伴う規定の改正でございます。23ページ、第48条第1項及び第48条第2項から第7項につきましては法律改正に合わせた規定の整備となっております。24ページ、旧第48条第9項は通算法人について課税標準を法人税額とする改正（個別帰属法人税額の廃止）に伴う規定の削除でございます。25ページから26ページになりますが、第48条第9項から第15項については法律改正に合わせた規定の整備です。26ページ中段、第48条第16項から28ページの第52条は法人税において通算法人ごとに申告等を行う改正（連結納税の廃止）に伴う規定の改正となっております。29ページ、第94条第2項は軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について令和2年10月1日から2段階での改正でございます。29ページ下段、附則第3条の2は法律改正に合わせた規定の整備です。説明書では3ページになります。新旧対照表30ページは町税条例の一部を改正する条例の第3条の改正となります。これは令和元年ニセコ町条例第10号の改正となります。第3条のうち第24条、附則第1条第4号及び附則第4条は単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削除する等の規定を整備する改正でございます。第3条のうち附則第16条に1項を加える改正規定、附則第1条から第8条は法律改正に合わせた規定の整備でございます。30ページから32ページに記載をしております。33ページは附則第8条による改正、34ページは附則第9条による改正、35ページは第10条による改正、35ページ中程から38ページにかけては附則第11条に伴う改正となっております。いずれも法律改正に合わせた規定の整備となっておりますので省略をさせていただきます。以上条項別の説明となります。

次に議案の7ページにお戻りいただきまして、中段から附則でございますが、第1条施行期日以下、10ページにかけて各税に関する経過措置を記載しておりますが、先程の各条項の説明中、施行期日、適用期日について記載させていただいておりますので省略させていただきたいと思います。

最後に、議案の10ページ下段の町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正に伴うものでありますので住民参加の手続きを要しないとしています。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

それでは、日程第7、議案第2号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案の12ページをご覧ください。

議案第2号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと

する。令和2年4月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

13ページをお開き下さい。下段、提案理由でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）等の公布に伴い、令和2年3月18日改正した国民健康保険税条例について、附則第5条の短期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたため、第5条にも加える改正及び施行期日について土地基本法等の一部を改正する法律施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する改正の必要があるため本条例を提出するものでございます。

このニセコ町国民健康保険税条例の一部改正の内容につきましては、別冊の新旧対照表により説明をしたいと思います。新旧対照表39ページをお開き下さい。提案理由でもご説明をいたしました。令和2年3月18日の第1回定例会で改正をいたしました国民健康保険税条例につきまして、附則第5条の短期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたため、第5条にも加える改正と、施行期日について土地基本法等の一部を改正する法律施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する改正の必要があるため改正を行っております。

議案の13ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたします。

最後に13ページの下段、町民参加の状況でございますが、関係法令等の改正に伴うものでありますので、住民参加の手続きを要しないとしてございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第8、議案第3号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。横長の議案の25ページをお開き下さい。

議案第3号、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算、令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,900万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,395万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年4月17日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページを開き下さい。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が26ページ、歳出を27ページに載せてございます。28ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

29ページの歳出をご覧ください。今回の補正額合計3,900万7,000円の財源については、国道支出金で2,464万6,000円、その他で450万円、一般財源で986万1,000円でございます。説明の都合上、歳出からご説明いたします。34ページをお開き下さい。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費の印刷製本費では15万1,000円の計上です。こちらはマイナンバーカードを活用した国の消費活性化策として、令和2年度からマイナポイント制度が導入されることとなり、昨年度からその準備を進めております。本年度も国庫補助金が交付されることとなり、マイキーIDの取得支援として会計年度任用職員の経費や広報に要する費用に充当するため補正するものでございます。なお、会計年度任用職員の経費は既に予算措置しているため、広報にかかる費用としてリーフレット印刷、封筒印刷、封緘一式のみを補正計上いたします。11節役務費の通信運搬費では、いまほど

説明いたしましたリーフレットを日本郵便のタウンプラスで全戸配布するため6万8,000円の計上です。次に6目企画費、18節負担金補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金250万円につきましては、福井地区親交会から要望のありましたコミュニティ活動に要する備品整備、これは発電機、かたんテント、ワイヤレスアンブ等になりますが、その備品整備について、財団法人自治総合センターからの交付決定を受けたことから補正するもので、町が間接補助事業者となり、歳入歳出を同額補正いたします。17目職員給与費では、マイナポイント事業費補助金の交付により、マイナポイント制度導入に係る会計年度任用職員の経費の財源内訳について、一般財源から国道支出金に205万1,000円の充当変更となります。次に22目新型コロナウイルス特別対策費、11節役務費の手数料では、65万円の計上です。新型コロナウイルスによりクリーン作戦が中止するなど、町内の美観や環境への影響が少なからず予想され、その対策として高齢者事業団等に依頼する環境保全活動、主にゴミ拾いとなりますが、これに要する費用を補正するものでございます。次に18節負担金補助及び交付金の小中学校給食費助成特別交付金998万3,000円については、新型コロナウイルスに係る保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食法に基づき実施される学校給食について、4月から9月までの半年間分の給食費を支援し無償化するため、必要となる費用を補正するものでございます。内訳として、小中学生分948万1,890円、インターナショナルスクール分34万6,430円に転入分として5人分15万4,025円を見込み計上してございます。35ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、10目農業経営基盤強化促進対策費、18節負担金補助及び交付金の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助2,237万6,000円については、国の予算で実施されます強い農業・担い手づくり総合支援交付金について要望活動を行ってまいりましたが、この程採択通知があったことから、町が間接補助事業者となり、歳入歳出を同額補正するものでございます。今回の補助決定経営体については、別冊の補足資料の裏面をご覧ください。先進的農業経営確立支援タイプでは、2つの経営体、事業内容は機械等記載の通りです。国費30%以内で補助金1,476万4,000円。地域担い手育成支援タイプについては、3経営体で国費30%以内で補助金761万2,000円となります。続きまして36ページ、7款商工費、1項商工費、2目観光費、14節工事請負費について、綺羅乃湯施設改修工事90万8,000円の計上です。ニセコ駅前温泉綺羅乃湯において、経年劣化による損傷により、浴室の一部で天井のたわみの発生や、洗い場の照明が漏電するなど、早急に対策工事を行う必要があることから補正するものでございます。内訳として、天井修繕工事で60万8,000円、照明漏電対策工事で30万円の合わせて90万8,000円の計上となっております。続きまして37ページ、10款教育費、6項社会教育費、2目有島記念館費、1節報酬の会計年度任用職員報酬37万1,000円の計上です。有島記念館で採用いたしました集落支援員について、当初は一般行政職の月額を想定していましたが、実績のある経験者からの応募があり、学芸員補の職務を担う教育職Bの月額とすることといたしました。そのため、月額報酬及び期末手当の不足分を補正するものでございます。続きまして、7節報償費、10節需用費、12節委託料につきましては、鉄道遺産を活用した本町中央地区の振興に資するための事業について、財団法人自治総合センターから交付決定を受けたことから補正するもので、歳入歳出同額の補正計上となっております。7節ではシンポジウム3回開催する分の講師謝礼として60万円、10節の消耗品費では展示用パネルなど100万円。12節の地域振興イベント開催業務委託料40万円では、ミ

ニ鉄道体験乗車イベント等の委託料の計上となっております。

続いて、歳入について30ページをお開き下さい。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金のマイナポイント事業費補助金227万円については、歳出で予算計上いたしましたマイナポイント制度導入に係る広報費用のほか、当初予算で措置しております会計年度任用職員の経費に充当いたします。31ページ、16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の強い農業づくり事業補助金2,237万6,000円については、国の予算で実施される強い農業・担い手づくり総合支援交付金について採択通知があったことから、町が間接補助事業者となり、歳入歳出を同額補正するものでございます。32ページ、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るための986万1,000円の計上です。33ページ、21款諸収入、5項、4目雑入、23節雑入においては、財団法人自治総合センターから交付決定を受けたコミュニティ助成事業補助金450万円の計上です。内訳としては、福井地区親交会への備品整備について、250万円歳入歳出同額補正計上でございます。次に、鉄道遺産を活用した本町中央地区の振興に資するためのシンポジウムや地域振興イベント事業について、200万円歳入歳出同額補正計上となっております。

説明は以上でございますが、本補正予算にかかる歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、別冊の補正予算資料No.3をご覧くださいというふうに思います。

議案第3号については以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（猪狩 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号、町税条例等の一部を改正する条例の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、町税条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

高木議員。

○8番(高木 直良君) 8番、高木です。内容を正確に理解したいと思いますのでご質問いたします。改正理由のなかで、短期譲渡所得に係る課税の特例の創設が要因というか、背景にあるということですが、具体的に、たとえば健康保険税の計算のうえでどのような影響があるのか、もう少し説明をいただきたいと思います。

○議長(猪狩 一郎君) 芳賀課長。

○税務課長(芳賀 善範君) 国民健康保険税、今までとの違いという部分では大きな部分はないかなと考えます。これは租税特別措置法の改正がありまして、租税特別措置法で低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除が認められるように法律のほうで変わりました。それに基いて、この条文を加えないと国民健康保険税での所得算定において特例を受けられないこととなりますので、この租税特別措置法の改正に伴う改正ということでご理解いただきたいと思います。国民健康保険税上はほぼ変わらないかなと考えております。以上です。

○議長(猪狩 一郎君) 高木議員。

○8番(高木 直良君) 法が改正になったことによって影響を受けるので、これを加えるというのは分かるのですが、たとえば具体的に個々人の保険税の額の算定において、どの部分に影響が出るのか伺います。

○議長(猪狩 一郎君) 芳賀課長。

○税務課長(芳賀 善範君) 影響は出ません。

○議長(猪狩 一郎君) よろしいですか。

○8番(高木 直良君) はい、後で勉強します。

○議長(猪狩 一郎君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

高木議員。

○8番(高木 直良君) 3点ほどお聞きいたします。ひとつは給食費を半年間に渡りまして小中学校で無償化するということですが、幼児センターは給食費を保護者が負担しております。これに関して、理由としてコロナ関係でいろいろ出費があるということから、給食費については半年無償化となりましたが、幼児センターも加えて然るべきと私は思います。なぜ外されたのか。場合によっては今後も何らかの検討によって加える意向があるかどうかお聞きしたいと思います。2点目は強い農業・担い手ということで、要望が認められて交付されるということですが、この先具体的な法人や個人がどのように選ばれて、どういう手順で決まっていくのかお聞きしたいと思います。3点目は参考にですが、学芸員補にあたる方が新規採用されているということですが、有島記念館の全体の人的な体制がどのようになるのか、改めて確認させていただきたいと思います。以上3点です。

○議長(猪狩 一郎君) 林副町長。

○副町長(林 知己君) 1点目の給食費の支援に関する幼児センターを含まない理由について説明させていただきます。今回の給食費の支援につきましては、幼児センターあるいは学校給食センターから配送しておりますニセコ高校も含めていろいろ検討した経過がございます。幼児センターは0・1・2歳については、保育料の中に給食費が含まれていますが、3・4・5歳については無償化ではございますが給食費は別にお支払いをいただいております。その3・4・5歳の部分に関しましては、町全体の中で幼児センターに入所している人と入所していない人がいる、又は、町内の方でも他町村の保育所等に入所している人がいるということを考えて、給食費を支援するにあたっては不公平が生じると勘案し、ニセコ高校も含めて今回義務教育に特化したかたちで給食費の半年の支援を行うかたちで決めさせていただきました。ただ、今後幼児センターや高校の部分につきましては、別のかたちでどのような支援の方策があるのかを検討を重ねておりますので、全体としての支援なのか、その部分に特化した支援なのか、第二弾、第三弾とお示しできればいいかなと考えております。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川 博視君） 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の部分に関しましては、2月末から3月半ばにかけて農業者全員へ周知をし、募集をかけさせていただいております。農業系の事業である個人部門の機械補助、事業補助なのでポイント制になっておりまして、今回で2パターンありますが、先進タイプと言われている今回2件対象となった部分に関してはポイントが16点以上、地域タイプは今回の3件ある部分に関しては13.2以上のポイントというかたちで、ニセコ町はだいたい16～16.5程度のポイントをとって対象となった全員の方への内示が出ました。今後は、今回補正予算が可決していただいてから、計画申請、補助申請等々進んで、できるだけ早く農業者のもとへ作業機械等を導入できるように進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（猪狩 一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤 寛樹君） 有島記念館の今後の体制についてお知らせしたいと思います。主任学芸員として正職員の伊藤係長、今回補正の対象となった職員は学芸員補として集落支援員扱いです。藤倉作品の収蔵やその他学芸業務の補助ということで、田能村という者があたります。事務職員は2名体制、広範な業務となっておりますので、行政関係の事務にあたるものが1名、学芸員の補助にあたる職員が1名。それから受付のフルタイムが1名、パートタイムが1名の計6名で、基本的には月曜日の休館日以外をこの6名をシフトで回しています。かなり業務も広範囲になっているので、事務職員の部分を充足したということと、今回の補正にかかったものにつきましては、当初一般事務職を予定しておりましたが、5年の学芸員の実務経験があるということで、今回集落支援員に採用するにあたって経験年数の分の補正額を補正させていただきました。

○議長（猪狩 一郎君） 高木議員。

○8番（高木 直良君） 1点目については今回以外のものでも検討を進めるというふうに理解します。2点目は申請の時点で説明の点数以上の方がいて、それに基づいて予算要求されたということは、対象者は既に決まっているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（猪狩 一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川 博視君） まず申請をあげて、今回そのポイントに達成した人が国のほうから内示、承認を受けてきているというかたちになります。

○議長（猪狩 一郎君） よろしいですか。

○8番（高木 直良君） わかりました。

○議長（猪狩 一郎君） ほかに質疑ありませんか。斉藤議員。

○5番（斉藤 うめ子君） 5番、斉藤うめ子です。3点お聞きしたいと思います。34ページの歳出ですが、1点目、マイナンバーカードの経費、これは100%補助ということなんですけれど、これは一般管理費の中の印刷製本代と通信運搬費の経費なんですけれども、送られてきたのはニセコ町総務課から来てるんですけど、これはニセコ町独自で行われたのか、国からのマイナンバーカードに登録してくださいという要請でされたのか伺いたいと思います。ちょっと忘れたのもう一回お聞きしたいのですが、現在ニセコ町でマイナンバーカードに登録している方を教えていただきたいと思っております。それから2点目、18節のところのコミュニティ助成事業補助金のところなんですけれ

ども、福井地区のイベント用のほうに補助金を出していただいで250万円ということなんですけれども、この内訳を教えてくださいと思っています。こういう親交会なんかの要望があれば、そのときの補助金というのはこれまでも出してもらえるということになっているわけですか。そのところをちょっとお聞きしたい。他のところからも要望はなかったのか、福井の親交会のみがこの補助金をいただけたのか、そこをお聞きしたいと思います。3点目、先程の給食の補助なんですけれども、これ違っていたらすみません、インターナショナルスクールの場合は受け入れている生徒が5歳児から受け入れていたのかなと、私の勘違いだったら申し訳ございません、その場合は小中学生の年齢には該当しないのかなと思ったのでそこをちょっとお聞きしたいということと、これは小中学生の給食費4月から9月というのは、これは政府が全国に半年間無償化にする特別交付金を出したということで、地域が違って全然問題ないのか、たとえばインターナショナルスクールの場合は結構ほかの地域からも来られているんですけれども、それは全然問題ないのか、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部 信幸君） 私のほうから一般管理費のマイナンバーの関係でお答えさせていただきたいと思っています。はじめの需要費、役務費は副町長の説明のとおり、チラシを作って郵便を使っての配送ということ想定しております。昨年度も2回ほどさせていただいております。これは町独自のものではなく、国が今回マイキーIDを設定してマイナポイントを作るにあたって周知するというので、その国の事業にのったかたちでの今回の印刷製本費と通信運搬費でございます。次の町での登録者数ということですが、いま手元に持ち合わせていないものですから、全体的な数字はお答えできないのですが、3月定例会で行政報告でさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思っています。ちなみに、この1月から2月3月のマイナンバーカードの交付枚数については、手元に資料がございますのでお答えしたいと思います。1月6人、2月18人、3月26人の交付がされているということでございます。以上です。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） コミュニティ事業の関係で説明をいたします。今回の福井地区の250万円の内訳ということなんですけれども、ワイヤレスアンプ、チューナーユニット、アンテナ、スピーカー、スタンド云々ということで、主に音響設備というところなんです。そのほかには簡単テント、扇風機、発電機、レーザープリンター、法被などということで申請をあげたというところがございます。それから、要望があれば出すのかということですが、これは自治総合センターのほうに要望を出して採択される年もありますし、その年の先方の補助の金額、申請件数によって採択されずに却下される年もあります。今年は福井、ちなみに前年は曾我、その前の年はなし、その前はニセコ地域ということで、概ねこれまで申請したものについては該当になっている場合があるかなということでございます。ただ、先程お話されていたときに、各地区の要望があればということだったのですが、これはその親交会のみが活用するというだけではなくて、親交会も自分たちで保管しながら、要望があればお貸しするということを規則として作っていただいたうえで配布するという建前になっておりますので、そのへんのところは各地区にご了解をいただいたうえで交付決定をして

いるということでございます。要望の内容につきましては、毎年これから以降の時期で希望を募りまして、手上げをしていただくというかたちになりますが、重なるような場合については調整をさせていただいて次の年にとかというかたちで、今のところは要望にかなうような状況でなんとか推移はしていると。これから先、またたくさんの方の要望が出てきた場合には、それらの調整をしながら次の年、また次の年の申請というようなことで待っていただくというようなことも出てくるというような状況です。以上です。

○議長（猪狩 一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 給食費の支援についてご説明させていただきます。インターナショナルスクールの関係でございますけれども、今回インターナショナルスクールにつきましては、斉藤議員ご指摘のとおり小学生だけではなくて、幼児も入っております。今回支援をするという部分につきましては、義務教育に限るというかたちでしておりますので、インターナショナルスクールの通学者で町内在住の小学生の該当者に対して支援をするというかたちで決めさせていただいております。また、ご質問にありました国からの給食費の支援策等につきましては、まだ詳細が来ておりませんので把握をしておりませんが、現在新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金というものが今後でってくる予定でございますので、それについては各町村で実施計画を策定して、その分に関して交付対象になるということですので、その充当先については今回の感染症に対する感染拡大の防止策や地域経済や住民支援という部分が含まれておりますので、今回の給食費の支援につきましてもそれらに充当できるように進めていきたいと考えてございます、以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 うめ子君） 2点目の福井の音響設備、テント、法被などの内訳の意味の中には、どのくらいの金額で振り分けているのかお聞きしたいことと、先程質問し忘れたんですけども非常用発電機とかワイヤレスアンプとかいろんなものが要望あるんですけども、これは親交会のほうからこういうものが欲しいということであれば、仮にですよ、私チェックしている訳ではないので、もう既にあったとしても要望をそのまま受け入れて交付金を出すのか、そのへんをお聞きしたいと思っています。それから再度同じことですが、説明をきちんとおさえていなかったもので、3点目のインターナショナルスクールの場合は町内在住の小学生のみということになると、当然それ以外の方は補助してもらえない、それこそ不公平が同じ学校の中で生じることになると思うんですけども、そういうことに関して保護者の間で不満というか意見というか生じないかなというふうに感じているんですけども、その点いかがなんでしょうか。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） 内訳の割合ということなんですけど、ざっと計算をしてみると、7割5分くらいが音響設備、残りの2割5分がテント、扇風機、発電機、レーザープリンター、法被というようなかたちで、全体費用としては251万3,000円ということで申請をされていて250万円の交付決定になっているという中身でございます。それから、これらのものは福井地区のほうからきた要望について、私どものほうでこのまま申請団体のほうに申請をし、もちろん明細書もつけて申請をし、それが先方でチェックの後に決定になっているということでございます。以上です。

○議長（猪狩 一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） インターナショナルスクールの部分の説明をいたします。給食費の支援については、全体スキームとして今回義務教育部分を支援するんだよということで、先程説明をさせていただきました。それに準じてインターナショナルスクールも義務教育に関わる小学生の分を支援させていただきますので、それ以外のと言え失礼ですけども別のかたちで支援をいま検討しているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） ただいまインターナショナルスクールで、町内の子どもにだけやるのは不公平ではないかという趣旨の質問だったかと思いますが、当該自治体が当該の住民に対して今回のいろいろなコロナ対策をやるわけでございます。蘭越から来られている方は蘭越でそういった対策を打っている、倶知安町は倶知安町でそれぞれの自治体で当該住民の皆さんに対して打っているもので、そういった面での不公正というのは生じないと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩 一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤 うめ子君） ただ今の町長の答弁なんですけれども、私が伺いたかったのは、結構インターナショナルスクールには倶知安町から来ている方がいらっしゃるのですが、それは除くということになるんですね、確認ですけども。それから当然5歳児とか幼児は対象にならないということですね。それからもう1回お聞きしたかったのは、この福井地区に補助をする助成金のなかで法被というのがあったんですけども、これは親交会側の問題かも知れないんですけども、はたして法被がいいかという議論がちょっとあったものですから。ですからおっしゃるのは親交会のほうから出したものは全面的にそのまま事業費として受け入れるという、中身がどういうものかというのは確認しなくてもいいわけなんです。たとえば、非常用発電機なんか既にあったとしても、またさらに欲しいとなった場合はそれを申請に入れても別に構わない、防災用としていくつあってもいいかと思うんですけども。そういうチェックというのは一切ないということなんです。はい、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本 契太君） この補助の性格は、基本的には自治総合センターが地域の活性化のために実施をする事業について、宝くじの現収を利用して補助するという中身になっておりますので、その地域の自治振興に役立つということであれば交付決定になっているということでございます。それにあたって、既に発電機があるのに発電機をというようなところもありましたが、その辺は我々としては特段のチェックはしておりません。それから、災害等で既に利用されている発電機ということとは意味合いが違うという意味でも解釈できますでしょうし、特段そこについては何かチェックをしなければならないというものは何もございません。

○議長（猪狩 一郎君） 他に質問はありませんか。小松議員

○7番（小松 弘幸君） 7番、小松です。綺羅乃湯の関係ですが、今回天井のたわみが発生して、その修繕費として予算計上されておりますけれども、以前も水が原因で漏電したりしていると思

ます。綺羅乃湯が開設されてから結構年数が経っておりますので、あちこち経年劣化していると思います。そういったことからこの際洗い出しをして修繕を考えたほうがいいのではないかと考えているのですが、そのへんどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 実は先般もこの補正前に町長とも打ち合わせをさせていただいたなかで、19年経過するなかで老朽化も激しくて、継続的な修繕が必要になっているという状況からかんがみて、第2弾ではないですけれども機能向上のための補修を大きくやらなければならないのではないかとすることは議論しております。財源的な問題もありますけれども、いま綺羅乃湯のほうとも協議しまして、洗い出しを進めているところでございます。また全貌が分かりましたら、機会をみてご報告させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 他に質問はありませんか。篠原議員。

○1番（篠原 正男君） 1番、篠原です。33ページ、2目の新型コロナウイルス特別対策事業経費についてお伺いします。18節の負担金補助及び交付金等につきましては、先程からいろいろと議論があったところでございますが、この事業を決定した経過に関して先程説明がありましたけれども、もう少し詳しくお知らせをいただきたいのと、本日ですか、新聞報道で羊蹄山麓町村長会のなかでも各町村の取り組み等について発表されていると。その辺の経過も含めてお知らせをいただきたいのと、もう1点、本町独自としての視点からコロナ対策に関してはまだまだやらなくてはいけないことがたくさんあると思います。現在どのような対策を講じようとしておられるのか、また、今後どのような取り組みをされようとしているのか、その辺も含めてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（猪狩 一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 今回新型コロナウイルスにつきましては、さまざまな状況のなかで町村としても独自の施策をいろいろ考慮してきたところでございます。国からの支援の部分も状況を見ながらということで検討してまいりましたが、その中でいま一つ出てきた部分は給食費の支援という部分でございます。検討経過につきましては幼児センターも含めるとか、高校も含めるとかいろいろな状況がありましたが、今回給食費の納付書の発行が5月の初めにしなければならぬということで、最終的には義務教育に絞りましたけれども、まず第一弾として義務教育の部分について給食費を支援していこうというかたちになりました。羊蹄山麓町村長会のなかでは各首長が集まって、各町村として考えていることを出し合ったなかで、全体で取り組めるもの、また皆で対応できるもの等々を協議させていただいております。その協議内容については実際に町長が参加してございますので、町長からも報告させていただきますし、この後の議員協議会の中でも説明させていただきます。経過と今後の対応につきましても説明させていただきますが、経済対策の部分、担当から説明させていただきます。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 私のほうからも商工観光課としてのニセコ町経済対策の創案について、いま考えております。このあとの協議会でも説明をさせていただきますが、今のところコ

ロナの現状をかんがみた対策と、終息後の対策について項目をたてて各関係事業者さんと協議している状況でございます。また、国のほうも交通キャンペーンということで、終息後のキャンペーン事業も対策をうっておりますので、それらの状況をかんがみて適切な時期に事業をスタートさせたいと思います。一部民間主導でやっている事業もありますが、こちらのほうの支援も検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） ひとつ、給食費を先行させたのは5月あたりに切符を発行するということでありまして、そこを先行させていただいて、今回臨時会に出させていただいたということで、できるだけ早いメッセージを保護者の皆さんにも出したいということで提案させていただいたものでございます。何度か説明させていただいておりますけれども、高校から幼児センターも含めて検討させていただきましたが、公平性、入りたくても入れない人もいる、よその町に入っている方もいる、幼児センターの中でも給食食べる人食べない人がありますので、そういった点の公平性、公正性、そういったものを総合的に判断して、今回は義務教育に特化して支援しようということにしたわけでありまして。3月末から4月7日にかけて、ニセコ町商工会が新型コロナウイルス感染症に係る被害状況調査というのをやっております、各加盟店におきましても影響を受けている状況でございます。また、私も観光関係の主要施設を巡回しておりますが、相当ひどい状況でありまして、議員ご承知のとおり解雇や自宅待機あるいは一時閉鎖も実際に行われている状況で、保護者の皆さんの将来に対する不安感も相当のものがあるのではないかとということで、いろいろな現場とも協議をして今回6か月間ということにしたわけでありまして。羊蹄山麓町村長会として菅原喜茂別町長が会長であります。羊蹄山麓の共通課題、コロナ対策、今後の経済対策、あるいは実際にマスクの問題、消毒、自分の役場のなかで発生した時の相互支援をどうするかとか、先日集まりまして意見交換をさせていただきました。マスクを配布する町村、給食費の減免に向かう町村、それぞれに意見を出して、共同でできることはできるだけ共同でやろうというような意思決定をさせていただきながら、給食費においてもそれぞれできることについては同じようなかたちで仕込んでいければいいよねということを話し合った経緯であります。給食費に今回特化したのは、5月初めに切符を出すというのが一つの要因ではありますが、実は国が1兆円の臨時交付金を出すということになっておりますが、どれだけ来るかという基準額も全く情報がないという状況で、これから国も制度設計に入るのではないかとというふうに考えております。ある程度の基準額があれば、我々もこの範囲でこういうことをやっていこうというのが見えるのですが、今は国の政策をただ待っていられる状況ではないという判断をして、こういった先行してやるべきことはやりながら、また、この後も随時国の情報を受け、あるいは羊蹄山麓の町村とも揃えられ分は足並み揃えて、5月の臨時会、6月の定例会とできるだけスピード感を持って対応し、住民の皆さんの不安感を少しでも解消できればいいなと考えておりますので、今後とも随時議員の皆さんにもご説明をさせていただきながら、ご意見を賜って進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原 正男君） 事業として町が執ることに关しまして、議会として本会議のなかでこの

ような議論というのが大事なことだろうなと思います。今回の新型コロナウイルス対策にかかわっての問題に関しましては、町も議会もと言ってはられない時期になっているのではないかと。よりスピードをもって進めるためには、お互いの考えていることをしっかりとすり合わせをして、前に進む必要があるのではないかと。これは単に町と議会がなり合いで行うということの意味合いではなく、今回に関してはそういうものも必要ではないかと。たとえば、この後説明があるからということではなく、早く説明をし、お互い協議をしながら前に進めていくというような姿勢がなければ、町民の理解も深まっていかないと。ですから、その点を含めて、ぜひ今後の対応については相互に意見交換を深めながら進めていくという体制が取れないかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 片山町長。

○町長（片山 健也君） 篠原議員から議会と町で連携をしてというお話で、全くその通りだと思っておりますので、議員協議会について町長には招集権等ありませんので、議長さんとも協議しながらそういう機会をできるだけ増やしていきたいと考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩 一郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号、令和2年度一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて、令和2年第2回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

開会 午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 齊 藤 う め 子 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)